

Business
Report
No.1704

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

2017年度税制改正関連法が成立
配偶者控除等の見直しなどが中心

今月のトピック

Part 2

故人の預貯金も遺産分割対象に
最高裁が判例変更



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック Part 1

2017年度税制改正関連法が成立 配偶者控除等の見直しなどが中心

2017年度税制改正関連法案が、3月27日に開かれた参院本会議で可決し、年度内に成立した。

今年度の税制改正項目では、働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点からの配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがある。

配偶者控除38万円の対象となる配偶者の所得上限を給与収入150万円(現行103万円)に引き上げる。

また、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAを創設する。



そのほか、事業承継税制の見直しなどの個人所得課税・資産課税関係、研究開発投資に係る政府目標の達成に向けた研究開発投資の増加インセンティブを強化する研究開発税制の抜本的見直しを始め、所得拡大促進税制の見直し、地方拠点強化税制の拡充などの法人税関係、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点からビール系飲料や醸造酒類の税率格差の解消等の酒税改革などが盛り込まれている。

一方、地方税法関係の改正では、タワーマンションに係る固定資産税及び不動産取得税を見直す。2017年度以降に販売される高さ60メートルを超え、おおむね20階建て以上の新築高層マンションを対象に、高層階ほど増税、低層階ほど減税となるように見直す。また、機械・装置を対象に創設した償却資産に係る固定資産税の特例措置について地域・業種を限定した上で一定の工具、器具・備品等を追加するなどの見直しがある。

税理士の目

堺事業部 小畑直子

本年の税制改正で配偶者控除・配偶者特別控除が見直され、2018年1月より配偶者の給与年収が150万円を超えた場合であっても201万円までは逡減的に控除を受けることができます。

しかし、改正前は世帯主の年収に関わらず配偶者の所得が38万円以下であれば配偶者控除を受けることができましたが、改正後は世帯主の年収が1,120万円を超える場合、たとえ配偶者の所得がない場合でも配偶者控除額が小さくなります。

今回の改正は低・中所得者層に対する減税、高所得者層にとっては増税されるものとなりました。これを機に各家庭のライフスタイルに合った働き方を考えてみてはいかがでしょうか。

グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業65年を超える信頼と実績

200名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

今月のトピック
Part 2

故人の預貯金も遺産分割対象に 最高裁が判例変更

最高裁大法廷(裁判長・寺田逸郎長官)は昨年12月19日、裁判所での審判で相続の取り分を決める「遺産分割」の対象に預貯金は含まないとしてきた判例を変更した。遺族間で争われた審判の決定で、「預貯金は遺産分割の対象に含む」とする初判断を示した。相続の話し合いや家庭裁判所での調停では預貯金を含めて配分を決めるケースが多く、こうした実態に沿う形に見直した。

裁判官15人の全員一致の結論。過去の判例は、預貯金は不動産や株式など他の財産とは関係なく、法定相続の割合に応じて相続人に振り分けるとしてきた。最近では2004年の最高裁判決が「預貯金は法定相続分に応じて当然に分割される」としている。



今回、大法廷は決定理由で「遺産分割は相続人同士の実質的な公平を図るものであり、できる限り幅広い財産を対象とするのが望ましい」と指摘。「預貯金は遺産分割の対象とするのが相当だ」と結論づけた。

新たな判例に従うと、「兄は土地と建物、弟は預金全額」といった柔軟な分配がしやすくなる。

特定の遺族に多額の生前贈与があった場合の不公平な遺産分割の解消にもつながる。預金約4千万円の相続をめぐる遺族2人が争った今回の審判でも、1人が故人から生前に5千万円を超える贈与を受けていた。このため、もう1人の女性が「生前贈与を考慮せず、法定相続分に従って預金を2分の1(約2千万円)ずつ分けるのは不公平」と主張していた。

一、二審は過去の判例に沿って女性の主張を退けたが、大法廷は二審の決定を破棄。預金の分け方などを見直すために、審理を二審・大阪高裁に差し戻す決定をした。

(日経新聞2016.12.19より抜粋)

司法書士の目

登記事業部 川内潤一

相続でもめないためには、遺産を公平に相続することが大事です。
実質的な公平を重要視する判断で、受け入れやすい判断ではないでしょうか。
また、公平に相続させるには、公正証書遺言を利用するのも良い方法だと思います。
ご不明な点は、ゆびすいグループの司法書士又は税理士お気軽にお問い合わせください。



ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します



これらの業務を通じて、
ゆびすいの担当者との相性を
ご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171